

# 住ミカタ・保証パックご利用規約

## 《 1. 全サービス共通の条項》

### 第 1 条（目的）

住ミカタ・保証パックご利用規約（以下「本規約」といいます。）は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「住ミカタ・保証パック」（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。

### 第 2 条（適用関係）

本規約は、本サービスの提供及びその利用に関して適用されます。

当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用規約や利用上の注意等の諸規程（以下「諸規程」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規程は本規約の一部を構成するものとし、本規約と諸規程の定めが異なる場合、諸規程の内容が優先します。

### 第 3 条（ご契約者さまの定義）

本規約において使用する「ご契約者さま」とは、本規約や重要事項説明書の内容を確認し、同意したうえで、当社所定の申込方法により、申込み手続きを行い、当社がその申込みを承諾した方、およびスタイルプラン S 契約者さまをいいます。

### 第 4 条（委託）

当社は、本サービスの受付・業務運営・サービス提供を、当社の関係会社・大阪ガスサービスチェーンおよび当社の提携事業者に委託します（以下、「委託会社」といいます）。

### 第 5 条（加入要件）

本サービスは、居住のために建てられ、店舗・作業場・事務所など業務に使用する設備がない住宅（持家に限ります。）にお住まいで、当社との間で、当該住宅を需要場所とするガスの使用契約を締結しているお客さまが加入することができます。

### 第 6 条（本サービスの料金）

本サービスの料金は以下の通りとします。

(1) サービス料金：月々 972 円（税込）

2019 年 3 月 20 日時点の料金です。消費税相当額（税率 8%）を含めて表示しております。

但し、スタイルプラン S 契約者さまは電気料金に含まれているためサービス料金はいただきません。

- (2) サービス料金は、毎月のガス料金と一緒にお支払いただきます。
- (3) サービス解約に伴う解約金は発生しません。
- (4) 消費税率はご請求時点での消費税率となります。
- (5) サービス料金やその他のご契約者さまに対する債権を、当社が指定する第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することを、ご契約者さまはあらかじめ承諾するものとします。

#### 第7条（サービス適用開始時期）

申込日が1日から10日の場合は翌月1日、11日から月末の場合は翌々月1日から適用開始となります。ただし、スタイルプランS ご契約の場合は、電気の供給開始予定日が1日から15日の場合は当月25日、16日から月末の場合は翌月10日から適用開始となります。

#### 第8条（サービス適用後の運用）

本紙に記載する各サービスは、ご使用の設備により、一部対応できない場合がございます。本サービスの適用開始時において、らく得保証、住ミカタ・プラスをご契約いただいている場合、らく得保証、住ミカタ・プラスは解約となります（ただし新築時点からマンションデベロッパーが料金を負担している場合を除く）。その他のサービス・メンテナンス契約は解約となりません。

#### 第9条（解約）

本サービスの解約は以下の通りとします。なお、スタイルプランSのご契約者さまについては、(2)(3)の場合は、原則、電気の供給は継続となりますが、住ミカタ・保証パックのサービス提供は終了となります。

(1) ご契約者（スタイルプランSご契約者さまは除く。）さまが、本サービスの利用契約を解約する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に通知することにより、本サービスの利用契約を解約することができます。この場合、当社がご契約者さまからの通知を受領した日が月初から10日までの場合は当月末、11日から月末までの場合は翌月末をもって、解約となります。

(2) 当社は、次の場合に本サービスの利用契約を解約できるものとし、ご契約者さまは予めこれを承諾するものとします。なお、③により解約をする場合は、ご契約者さまは当社が被った損害を賠償するものとします。

- ① ガスの閉栓が行われた場合
- ② サービス料金の支払いが4ヶ月以上遅滞した場合
- ③ ご契約者さまが当社が定める規約に違反していると当社または委託会社が判断した場合

(3) 当社とのガス使用契約を締結している場合のみご契約いただけます。本サービスご契約後にガス使用契約を解約された場合は本サービスも解約となります。

(4)再三の契約、解約の繰り返しがある場合など、当社が対応できないと判断するものについては、契約ができないことがあります。

#### 第 10 条（本サービスにおける遵守事項、禁止事項）

- (1) ご契約者さまは、本サービスが円滑に行われるように、当社および委託会社のスタッフに全面的に協力するものとします。
- (2) ご契約者さまは、本サービスを提供するために必要となる電気・水道・ガス料金、通信料その他の費用を負担するものとします。
- (3) ご契約者さまは、本サービスの提供に関する問合せまたは苦情等の申し出を行う場合、所定の窓口へ連絡するものとします。
- (4) ご契約者さまは、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
  - ①本サービスを営利目的で利用する行為、または本サービスを通じて営利を得る目的の行為。
  - ②本規約および諸規程に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為または本規約を逸脱する行為及びそれに類する行為。
  - ③本サービスに関係する個人・法人・団体を誹謗中傷する行為。
  - ④本サービスに関係する個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為。
  - ⑤本サービスに関係する個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与える恐れのある行為。
  - ⑥犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為。
  - ⑦法律に違反する行為または違反の恐れのある行為。

#### 第 11 条（提供の拒否）

当社は、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、ご契約者さまに対して、本サービスの提供を拒否することができるものとします。

- ①ご契約者さま本人からの本サービスの利用申込みであることを確認できない場合。
- ②台風・大雨・暴風・豪雪などの異常気象、地震・噴火などの天災地変もしくは戦争・暴動または公権力の行使等により、本サービスを提供することが困難または危険が伴うことが予測される場合。
- ③本サービスの対応内容を逸脱する場合。
- ④委託会社が本サービスを提供することが困難であると判断する場合。
- ⑤本サービスを提供することにより、第三者の所有物の損壊、第三者の権利または利益の制限あるいは第三者に損害が生じることが想定される場合。
- ⑥当社または委託会社のシステムの定期的、緊急的な保守点検が必要な場合またはシステムに障害が発生した場合。
- ⑦前各号以外でも、社会通念上、本サービスの提供が困難であるとみられる場合。

## 第 12 条（個人情報）

当社は、ガス・電気・熱等の各種エネルギーや当社の商品・サービスをご契約者さまにご利用いただくにあたり、当契約の申し込み受付等により、当社が直接または業務委託先等を通じて、ご契約者さまの個人情報（ご契約者さまの氏名・住所・電話番号等）を取得します。これらの個人情報は、以下の目的に利用します。

- ①エネルギー供給およびその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費機器（厨房・給湯・空調等）の修理・取替・点検等の保安活動
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR・調査・データ集積・分析、研究開発
- ⑦その他上記①～⑥に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、保険会社、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、保証サービス会社、協力会社（サービスショップ、メンテサービス会社、工事会社等）に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

## 第 13 条（損害賠償の制限）

当社がご契約者さまに対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社がご契約者さまに対して負う責任の範囲は、直接かつ通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限定されるものとします。

当社の故意又は重大な過失によりご契約者さまに損害を与えた場合は、この限りではありません。

## 第 14 条（規約の変更）

本規約およびその他の諸規定は、適宜追加、変更、廃止等の改定を行います。この場合、当社は、改定日の一ヶ月前に、第 15 条に従い、当該改定の内容をご契約者さまに通知するものとします。ご契約者さまは、通知された改定内容に同意いただけない場合、当社に申し出ることで本サービスを解約することができます。なお、ご契約者さまが当該改定日後に本サービスの利用など改定内容の承認を前提とする行為を行った場合は、当社はご契約者さまが当該改定の内容を承諾したものとみなすことができるものとします。

## 第 15 条（通知）

当社は、本サービスに関するご契約者さまへの通知を当社のウェブサイト上にその内容を掲載す

ることをもって、本サービスに関する通知に代えることができます。

この場合、当社が当該通知内容を当社のウェブサイト上に掲載した時点をもって、ご契約者さまに対して、当該通知がなされたものとみなします。

#### 第 16 条（変更の届出）

(1) ご契約者さまは、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの利用に伴い当社へ届け出た内容に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で当社に届け出るものとします。なお、ご契約者さまが届出内容の変更があったにもかかわらず、当社に届出をしない場合（当社への届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、本規約に定める当社からの通知については、当社がご契約者さまから届出を受けている連絡先へ発信したことにより、通知を行ったものとみなします。

(2) 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出をご契約者さまに求める場合があります。ご契約者さまはこれに応じるものとします。

#### 第 17 条（反社会的勢力の排除）

(1) ご契約者さまは、次の各号のいずれかにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロその他これに準じるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
- ② ご契約者さまが自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ③ ご契約者さまが暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(2) ご契約者さまは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

#### 第 18 条（譲渡禁止等）

ご契約者さまは、ご契約者さまの権利について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保

に供する等の行為はできないものとします。

#### 第 19 条（合意管轄）

ご契約者さまおよび当社は、本規約に関連した訴訟を行う場合は、大阪簡易裁判所および大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第 20 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第 21 条（その他）

本規約に関する疑義または本規約に定めのない事項については、ご契約者さまおよび当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

## 《 2. 住まいの駆けつけサービスについて》

### 第1条（サービスの内容）

#### (1) 「住まいの駆けつけサービス」

①ご契約者さまの住宅におけるガス機器修理、水まわり修理、エアコン修理、住まいの修理の一次対応費用を無料で行います。

#### 〈住まいの駆けつけサービスの内容〉

ガス機器修理	給湯器・コンロ等ガス機器の修理の一次対応。
水まわり修理	水栓の水漏れ等水まわりの修理の一次対応。
エアコン修理	部屋が冷えない等エアコンの修理の一次対応。
住まいの修理	床・壁の補修やコンセント・スイッチ等電気まわりの修理の一次対応。

②住まいの駆けつけサービスで無料となる一次対応費用は、基本料（出張費+故障診断料）・修理費見積り手数料・簡易手直し作業料とします。それぞれの定義及び簡易手直し作業の範囲は次の通りとします。

#### 〈一次対応の対象範囲について〉

出張費	車両等でお客さま宅に訪問する費用。
故障診断料	不具合事象を特定するための費用。
修理費見積り手数料	修理実施時の費用見積り手数料。
簡易手直し作業料	簡易手直しの作業範囲は、下表の通りです。

#### 〈簡易手直し作業の範囲について〉

給湯器修理	使用説明および外観接続部の締め直しのみ。
コンロ修理	使用説明および電池交換作業（電池代は別途となります）、バーナートップの位置直し。
その他ガス機器の修理	使用説明および外観接続部の締め直しのみ。
水まわり修理	使用説明および外観接続部の締め直しのみ。
エアコン修理	使用説明およびリモコンの電池交換のみ（電池代は別途となります）。
住まいの修理	—

③住まいの駆けつけサービスにおいて故障の修理等の対応を完了した後に、当該対応を希望された原因事象の再発等の合理的な理由がないにもかかわらず、再度、同サービスの提供を依頼される場合など、当社および大阪ガスサービスチェーンが対応出来ないと判断するものについては、住まいの駆けつけサービスの提供をお断りする場合があります。

④住まいの駆けつけサービスの提供時にご契約者さまのご要望に応じて、機器・設備の交換をご提案させていただく場合があります。

⑤住まいの駆けつけサービスの対応時間は、訪問約束時刻が以下に規定する時間内の出勤分とします。規定時間外の対応は住まいの駆けつけサービスの対象外となり、一次対応についても有料となります。

平日（月～土）：9時～19時 日・祝日：9時～17時 ※ただし、1月1日～3日は除く

⑥一次対応希望の連絡は、原則、当社グッドライフコールへ連絡いただくものとします。

大阪ガスグッドライフコール：0120-000-555

受付時間：平日（月～土）：8時～21時 日・祝日：9時～21時

⑦あきらかに修理案件ではないものや、再三のサービス依頼など当社、大阪ガスサービスチェーンが対応出来ないと判断するものについては無料対応の対象外とします。

⑧一次出動を行い、修理をご要望の場合かつ、大阪ガスサービスチェーンが対応できないと判断した場合はメーカーに取り次ぎさせていただく場合がございます。その際のメーカーの一次対応費用は有料となります。

### 《3. 住まいるチェックサービスについて》

#### 第1条（サービスの内容）

##### (1)「住まいるチェックサービス」全チェック共通の内容

①ご契約者さまの住宅設備であるガス機器、水まわりや照明、床下の診断、手直し、お手入れ、アドバイス等を行うサービスです。

##### <住まいるチェックの内容>

ガス機器チェック	ガス給湯器の運転状態やガスコンロの燃焼状態の確認
水まわりチェック	キッチン・洗面所・浴室の水漏れ確認や排水管の詰まり、汚れの確認など
照明チェック	リビング・ダイニング・キッチンの照明確認・取替アドバイス、照度確認
床下チェック	床下のシロアリ・水漏れ点検

②サービスの提供について、ご契約者さまの入電等によるご要望に応じて提供するものとし、利用上限は各チェック1年の期間内（4月～3月）に1回となります。

③住まいるチェックは、ガス機器、水まわり設備、照明設備、床下設備等の住宅設備の性能を将来にわたって担保するものではありません。

④ご契約者さまの要望に応じて、ガス機器、水栓、照明、シロアリの予防・駆除施工等をご提案します。

⑤住まいるチェックの対応日時は、以下の規定通りとします。

平日（月～土）：9時～17時 ※ただし、1月1日～3日 夏季休暇を除く

なお、床下チェックについては原則、受付日から1週間後以降の訪問となります。

⑥住まいるチェックのご用命は、原則、当社グッドライフコールへ連絡いただくものとします。

大阪ガスグッドライフコール：0120-000-555

受付時間：平日（月～土）：8時～21時 日・祝日：9時～21時

## (2) ガス機器チェック

以下の点をご了承いただいたご契約者さまにサービスを提供するものとします。

①ガス機器チェックの対象機器はガス給湯器（給湯暖房機、ふろ給湯器、給湯器、ふろ釜）・コンロ（ビルトインコンロ、据置コンロ）です。

ただし、対象機器の種類・メーカー・設置状況などによっては診断できない場合がございます。また、高所や狭所、その他の理由により、作業に必要なスペースが十分でないなど、担当者が作業が困難であると判断した場合も診断できない場合がございます。

②ガス機器チェックサービスはガス給湯器・コンロの将来の性能を保証するものではありません。

## (3) 水まわりチェック

以下の点をご了承いただいたご契約者さまにサービスを提供するものとします。

### ①水漏れの確認について

- ・キッチン、洗面所については水栓、給水管・給湯管・排水管の水漏れ確認を行います
- ・浴室については水栓、シャワーヘッドの水漏れ確認を行います。
- ・水栓、給水管、給湯管、排水管について水漏れが発生している場合、接続部の増し締めを行います。増し締めにて水漏れが解消しない場合もございます。
- ・水栓、シャワーヘッドの吐水口のお手入れを実施します。
- ・水漏れ確認のため、キッチン・洗面台の収納扉の中にあるご契約者さまの所有物を担当者が移動させていただきます。
- ・給水管、排水管が引出しの奥にある場合（キッチン等の収納部が引出し式となっている場合）水漏れチェックが実施できない場合があります。

### ②排水管の確認について

- ・キッチン、洗面所、浴室の排水管の詰まり、汚れの確認を行い、ブラッシング等のお手入れを実施します。
- ・排水管確認のため、排水口キャップ・カバー等を外させて頂き、ファイバースコープで排水管の汚れを確認させていただきます。
- ・排水管チェックはご使用の設備により、一部対応できない場合がございます。
- ・吐水口、排水管のお手入れは詰まりの予防のために行うものであり、清掃により汚れを落としきるものではありません。
- ・排水ネット等の取替はご要望があれば実施いたしますが、新しい排水ネットのご準備、使用済み排水ネットの処分はご契約者さまにご依頼いたします。

## (4) 照明チェック

以下の点をご了承いただいたご契約者さまにサービスを提供するものとします。

### ①照明の確認について

- ・リビング、ダイニング、キッチンで主として使用されている照明を対象とし、照明器具、電球

などを取り外しご使用状況の確認を実施します。

- ・作業のため脚立、養生等の使用やご契約者さまの家具等の移動を担当者が実施する場合があります。
- ・脚立などを使用しても届かない位置にある照明や、屋外の照明などは対象外とさせていただきます。
- ・照明器具、電球の取替をご希望の場合は別途有償での対応とさせていただきます。

#### ②取替アドバイスについて

- ・取替えの必要性や不具合部分等の改善をアドバイスさせていただきます。
- ・アドバイスは確認時点のもののため、その後の使用状況により、最適な状況にする方法は変化する場合があります。

#### ③照度の確認について

- ・照度計を使用して、室内の照度確認を行います。
- ・照度確認は、時間・状況等の条件が変われば数値が変化する可能性があります。数値は目安であり、正確な照度を保証するものではありません。

#### (5)床下チェック

以下の点をご了承いただいたご契約者さまにサービスを提供するものとします。

ただし、集合住宅、床下がない構造の住宅、床下に進入できない住宅、重大な毀損が確認できた住宅等は、本サービスの対象外とします。

- ・床下のシロアリ、水漏れ点検等は、シロアリ予防駆除施工業者に委託して提供します。
- ・床下の点検のため、畳、カーペット、床下収納庫にあるご契約者さまの所有物の移動や、床下点検口などの養生を担当者が実施させていただきます。
- ・床下の点検は、床下点検口から、もしくは一階和室の畳下にある床板から、床下に進入し作業します。前述の方法で床下に進入できない場合は、本サービスの対象外とします。
- ・床下の点検は、作業員が目視確認出来ない範囲は点検の対象外とします。
- ・点検時に、家の外観を含め点検箇所を担当者が撮影いたします。
- ・「シロアリの予防・駆除施工」、「害虫駆除」、「清掃」をご希望の場合は別途有償での対応とさせていただきます。

## 《4. 暮らし応援サービス》

ご契約者さまの日々の食事、健康、省エネをサポートする「暮らし応援サービス」を無償で提供します。なお、一部のサービスについては、マイ大阪ガスへの加入が必要となります。詳細は各サービスの諸規程に定めます。

### 〈暮らしのサポートサービスの内容〉

食事	ボブ＆アンジーが提供する栄養管理士監修のレシピの無料提供。
健康	専属の看護師への健康状態等に関する無料相談。
省エネ	日々のガスと電気の効率的な利用を支える省エネアドバイスの配信。

## 《 5. 機器保証サービスについて》

### 第 1 条（サービスの目的）

機器保証サービスは対象となるガス機器が故障した際に修理を実施するサービスであり、ガス機器自体の安全性や品質を保証するものではありません。

### 第 2 条（サービスの範囲）

機器保証サービスの対象となるガス機器、メーカーは下表となります。下表以外のガス機器、メーカーへの適用はできません。

#### <対象機器・メーカー>

対象機器	給湯器（給湯暖房機、ふろ給湯暖房機、暖房専用熱源機、給湯器、ふろ給湯器、貯湯式湯沸器、ふろ釜をいいます。以下同じ。）およびビルトインコンロ（ガス栓付含む）、据置コンロ（ペアフリーコンロ含む） 小型湯沸器、一口の据置コンロは対象外となります。
対象メーカー	(株)長府製作所、(株)ノーリツ、(株)ハーマン、(株)パロマ、(株)LIXIL、 クリナップ(株)、タカラスタンダード(株)、パナソニック(株)、 パーパス(株)（高木産業(株)）、リン ナイ(株)、TOTO (株)、大阪ガス(株)

なお、対象機器に付属するコントローラ等（当社の定めるものに限ります。）は、対象機器に含むものとしたします。

対象機器に関するケーブル・コード・コネクタ類、各種フィルター類（メーカーが消耗品として扱わないものは除きます。）、ドレンホース類、各種電池類、定期交換部品、外装部品、循環アダプター、配管類、設置・施工などの部材類、テレビリモコン等の別売・オプション類、コンロのトッププレート（天板、ガラストップ等）、汁受け皿、グリル扉、グリル受け皿、焼き網、五徳、バーナーキャップ類、排気口カバー、各種遮熱板は、機器保証サービスの適用対象外としたします。（ただし、機器保証サービスの適用対象内修理に伴う交換部品が上記部品と一体型の場合はその限りではありません。）

### 第 3 条（定義）

#### (1)「試運転日」

設置先において対象機器の試運転が行われた場合の当該試運転の実施日をいいます。なお、試運転が複数回行われた場合は、最初に試運転が行われた日をいうものとします。

#### (2)「購入日」

対象機器を購入された日をいいます。なお、本規約でいう「購入」とは、当該機器が未使用（試運転のみが行われた場合を含みます。）の状態、当該機器を購入することをいいます（建物に

付随して購入または取得された場合を含みます)。また、当該機器に関して製造者または販売者が発行する保証書類、当該機器購入の際に発行された領収証類(当該機器の購入が確認できるものに限ります。)、その他当該機器の購入日を明らかにできる資料がある場合を「購入日が明らかな場合」といいます。

(3)「メーカー保証開始日」(給湯器の場合)

①対象機器(給湯器)が当社製の場合

i 契約者が申し込み時以前からお住まいの住宅において給湯器を購入された場合

または、すでに所有していた場合

イ 給湯器の購入日が明らかな場合

当該購入日といたします。

ロ 給湯器の購入日が不明な場合

給湯器の製造年月がわかる場合は、当該月の初日といたします。

なお、製造年月が不明な場合は、機器保証サービスの適用対象外となります。

ii 契約者が新たなお住まいに入居された場合

イ 給湯器が給湯暖房機、ふろ給湯暖房機または暖房専用熱源機の場合

開栓日が、当該給湯器の試運転日から1年未満の場合は当該開栓日とし、

1年以上の場合は当該試運転日から1年が経過した日といたします。

なお、試運転日が不明な場合は、上記本号① i ロの定めによるものといたします。

ロ 対象機器の給湯器が前号以外の場合

開栓日が、当該給湯器の製造年月の月初日から1年未満の場合は当該開栓日とし、

1年以上の場合は当該製造年月の月初日といたします。

なお、製造年月が不明な場合は、機器保証サービスの適用対象外となります。

②対象機器(給湯器)が当社製以外の場合

i 給湯器の購入日が明らかな場合

当該購入日といたします。

ii 給湯器の購入日が不明な場合

給湯器の製造年月がわかる場合は、当該月の初日といたします。

なお、製造年月が不明な場合は、機器保証サービスの適用対象外となります。

(4)「メーカー保証開始日」(温水端末機の場合)

温水端末機の購入日が明らかな場合、当該購入日といたします。

購入日が不明な場合は、製造年月の初日といたします。

なお、製造年月が不明な場合は、機器保証サービスの適用対象外となります。

(5)「メーカー保証開始日」(コンロの場合)

①対象機器（コンロ）が当社製以外の場合

- i 契約者が申し込み時以前からお住まいの住宅においてコンロを購入された場合、  
またはすでに所有していた場合
  - イ コンロの購入日が明らかな場合  
当該購入日といたします。
  - ロ コンロの購入日が不明な場合  
コンロの製造年月がわかる場合は、当該月の初日といたします。  
なお、製造年月が不明な場合は、機器保証サービスの適用対象外となります。
- ii 契約者が新たなお住まいに入居された場合
  - イ 開栓日が、当該コンロの製造年月の月初日から1年未満の場合は当該開栓日とし、  
1年以上の場合は当該製造年月の月初日といたします。  
なお、製造年月が不明な場合は、機器保証サービスの適用対象外となります。

②対象機器（コンロ）が当社製以外の場合

- i コンロの購入日が明らかな場合  
当該購入日といたします。
- ii コンロの購入日が不明な場合  
コンロの製造年月がわかる場合は、当該月の初日といたします。  
なお、製造年月が不明な場合は、機器保証サービスの適用対象外となります。

(6)「メーカー保証期間」

メーカー保証開始日から、原則として、B L 認定品（財団法人ベターリビングの認定する機器をいいます。以下同じ。）の場合は2年間、B L 認定品以外の場合は1年間といたします。ただし、当該機器のメーカーがこれ以外の保証期間を定めている場合は、当該定めによります。

第4条（機器保証サービスの期間）

機器保証サービス適用期間は、メーカー保証期間を含む購入年月日から給湯器は最大10年（ベターリビング認定品以外の場合7年）、ビルトインコンロは最大8年、据置コンロは最大6年までとし、メーカー保証開始日（左記が不明の場合は製造年月）より起算します。

メーカー保証開始日及び製造年月ともに不明の場合はサービスの対象となりません。

（住まいの駆けつけサービスは受けることができます。）

給湯器に接続されている温水端末機は、給湯器の機器保証サービス適用期間内に限り、サービスの対象となりますが、給湯器の機器保証サービス適用期間内であっても、温水端末機がメーカー保証開始日から起算して10年が経過する日以降はサービスの対象となりません。

また、給湯器と温水端末機の製造メーカーが異なる場合は原則サービスの対象となりません。

#### ①給湯器・ビルトインコンロ・据置コンロの機器保証サービス適用期間

給湯器・ビルトインコンロ・据置コンロのメーカー保証期間が終了する日（すでにメーカー保証期間が終了している場合は本サービスの適用開始日）から、機器保証サービス期間が終了する日までといたします。

#### ②温水端末機の機器保証サービス適用期間

温水端末機のメーカー保証期間が終了する日（すでにメーカー保証期間が終了している場合は本サービスの適用開始日）から、当該温水端末機のメーカー保証開始日から10年（当該温水端末機がBL認定品以外の場合は7年）が経過した日までといたします。ただし、給湯器の機器保証サービス適用期間内に限るものといたします。

### 第5条（故障修理）

(1) 機器保証サービス適用期間内に対象機器が故障した場合、当社は、契約者の依頼によりすみやかに技術者を派遣し、適切な故障修理を行います。この故障修理に要した基本料、技術料および部品代は、サービス料金に含まれるものといたします。

スタイルプランS 契約者さまは電気料金に含まれているためサービス料金はいただきません。

(2) 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、機器保証サービス適用期間内であっても前項の故障修理の対象とはならないものといたします。なお、機器の状態によって、契約者の依頼に基づき、有料にて修理を行い、または修理の仲介を行う場合があります。

#### ①直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた故障・不具合または損傷の場合

- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

- ・対象機器の自然の消耗、かび、むれ、塩害等による腐敗・さび、変質、変色、その他類似の事由

- ・対象機器の年月日、時刻管理に関連する部品の故障・不具合に起因する対象機器の故障・不具合または損傷

- ・取扱説明書の記載に反する使用等、契約者の契約対象機器の不適正な使用または不適切な維持・管理

- ・当社の了解なしに対象機器を改造、調整したことによる故障・不具合または損傷

- ・当社または当社の指定する者以外の業者が修理したことによる故障・不具合または損傷

- ・核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故

- ・火災、地震、水害、落雷、塩害、風害、虫、その他天災地変ならびに公害やその他の外部要因による故障・不具合または損傷

- ・ 破裂、爆発、または外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊、水濡れ、対象機器の落下等の偶然かつ外来の事由
  - ・ 消耗品により生じた故障・不具合または損傷
  - ・ 対象機器の設置不良に起因する故障・不具合または損傷
  - ・ メーカー指定外の燃料、使用電源（電圧）の使用による故障・不具合または損傷
- ②対象機器のメーカーがリコールを行う場合または取替えを認めた場合もしくは無償で修理を行う場合
- ③対象機器故障時に一時貸出した製品に生じた故障・不具合または損傷
- ④熱量変更に伴う改造・調整にかかる費用
- ⑤本サービス以外の他の保証において修理の対象となる故障・不具合または損傷
- ⑥対象機器の調整または清掃（当社が故障修理に必要と判断した調整または清掃作業は除く。）に係る費用
- ⑦対象機器の修理が本サービスの対象外と判明した場合で、それに関する費用
- ⑧機器保証サービス適用期間外またはメーカー保証期間中に発生し、修理されなかった故障・不具合または損傷
- ⑨業務用に使用された場合または一般家庭用電源以外（例えば業務用の長時間使用、車両・船舶への搭載など）に使用された場合の故障・不具合または損傷
- ⑩機器保証サービス対象外の製品、部品、配管類等に起因する故障・不具合または損傷
- ⑪その他老朽劣化、補修部品の保有期限超過後の欠品等、当社の責に帰さない事由による修理不可能な故障や対象機器の保証書に記載する保証外事項

#### 第6条（免責事項）

契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社の機器保証サービス業務の履行等、本契約上の当社の債務を免除することに同意するものといたします。

- ①止むを得ない事情により機器保証サービス業務を行うことができない場合（当社の責に帰さない事由により機器保証サービス業務の履行に必要な部品が調達できない場合を含む。）
- ②施工不良や高所、狭所など、メンテナンスに必要なスペースが十分に確保できない場合

#### 第7条（不担保事項）

当社は、対象機器の故障発生等に伴って契約者または第三者に発生した身体または対象機器以外の財産の損害、営業上の損害等の二次被害に対する賠償責任を負わないものといたします。また、当社は、機器保証サービスによって、対象機器の品質、安全性についてなんら保証するものではありません。

当社は、前項の規定により本サービスを解除した場合には、契約者に損害が生じても何らこれを賠償し補償しないものとする。

## 《6. 故障時買い替えサポートについて》

### 第1条（商品の仕組み）

「故障時買い替えサポート」は、当社が「スタイルプラン S」または「住ミカタ・保証パック」のご契約者さまに「故障時買い替えサポート」を提供するために引受保険会社と締結した保険契約です。

### 第2条（対象となる機器）

「スタイルプラン S」または「住ミカタ・保証パック」のご契約さまが保有している以下のガス機器で故障が発生し、買い替えを行った場合に「故障時買い替えサポート」の対象となります。

①給湯器（給湯暖房機、ふろ給湯暖房機、暖房専用熱源機、給湯器、ふろ給湯器、貯湯式湯沸器、ふろ釜）

②エコウィル（ガスエンジン発電ユニット、コージェネ用ボイラー）

③エネファーム（燃料電池発電ユニット、燃料電池用ボイラー）

④ビルトインコンロ（ガス栓付ビルトインコンロを含む）

⑤据置コンロ（ペアフリーコンロを含む）

※小型湯沸機・一口の据置コンロは対象外

### 第3条（サポート上限金）

買い替えサポートの上限金額は下記の通りとなります。

①給湯器、②エコウィル、③エネファーム	2万円
④ビルトインコンロ	1万円
⑤据置コンロ	5千円

### 第4条（サポート期間）

(1)「スタイルプラン S」の場合

「住ミカタ・保証パック」の適用開始日が属する月の6か月後の1日のからサポート開始となります。また、「スタイルプラン S」を解約した場合は電気供給停止日にサポート期間は終了します。

(2)「住ミカタ・保証パック」の場合

サービス適用開始日が属する月の6か月後の1日からサポート開始となります。また、「住ミカタ・保証パック」を解約した場合は、「住ミカタ・保証パック」の適用終了をもってサポート期間は終了します。

### 第5条（サポートの対象となる場合）

外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故によって対象機器に損害が発生した場合で、修理不能等により対象機器を買い替える必要があり、大阪ガスサービスチェーンにて買い替えた場合に対象となります。

### 第6条（提供方法）

当社または大阪ガスサービスチェーンに故障の修理依頼をし、対象機器と同等の機能を有する大阪ガス製機器を購入した場合に、購入費用のうちサポート上限金額を限度に購入金額をサポートします。

未使用品の購入金額のサポートとなりますので、保険金のお支払いはありません。「スタイルプランS」または「住ミカタ・保証パック」のご契約者さまは、保険金の請求および受領にかかわる一切の権限を大阪ガスサービスチェーンに委任することになります。

#### 第7条（サポートの対象とならない主な場合）

契約者は次の各号のいずれかに該当する場合は、買い替えサポートの対象とならないことを同意するものとします。

- ・「機器保証サービス」の適用が可能である損害
- ・使用誤りによる損害
- ・故障時買い替えサポートの契約者、被保険者（保険の対象の所有者）またはこれらの者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・火災、落雷、破裂または爆発、風災・雪災等の自然災害、吹込みまたは雨漏り等による損害、盗難、水災、その他不測かつ突発的な事故等、電気的事故または機械的事故以外により生じた損害
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方、故障時買い替えサポート契約者と同居の親族の故意または被保険者（保険の対象の所有者）によって生じた損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ・保険の対象の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、塩害等によるさび・腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ・経年劣化による損傷
- ・保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ・詐欺または横領によって生じた損害
- ・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ・真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害
- ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・故障時買い替えサポートの契約者、被保険者（保険の対象の所有者）またはこれらの者の代理人の不誠実行為によって生じた損害
- ・格落ち（保険の対象の価値の低下をいいます。）によって生じた損害
- ・自力救済行為等によって生じた損害
- ・異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害

- ・ 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
- ・ 修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
- ・ 機械・設備・ソフトウェア・ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動・故障が発生した結果生じた損害
- ・ 保険の対象の製造者、販売者および取付施工業者が、被保険者（保険の対象の所有者）に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害
- ・ 不当な修理や改造または取付けによって生じた損害
- ・ 保険の対象に付属する配管の凍結によって生じた損害
- ・ 譲渡された保険の対象に生じた損害
- ・ 故障時買い替えサポート契約者または被保険者（保険の対象の所有者）が、本サポートが指定する事業者等以外に修理、交換を依頼された場合
- ・ 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物のみに発生した損害
- ・ 電池、フィルター類、パッキン等の消耗部品のみに発生した損害
- ・ 外装部品、製品本体外の設備部品（ケーブル、コード、アダプター等の配線類、配管等、循環金具、パッキン類、信号線、フィルター、その他施工部材等）ドレンホース、排水ホッパー、オプションリモコン、水質維持に関連する部品、五徳、汁受け皿、排気パネル、グリル類（受け皿、焼網等）、別売品等の付属部品のみに発生した損害

#### 第7条（故障が発生した場合の手続き）

##### (1) 故障が発生したときのご連絡等

故障が発生した場合は、原則、当社グッドライフコールまたは大阪ガスサービスチェーンにご連絡ください。

##### (2) 「故障時買い替えサポート」をご依頼頂く際のご提出書類

「故障時買い替えサポート」の依頼を行う場合は、次表の書類をご提出いただきます。詳細は大阪ガスグッドライフコール、大阪ガスサービスチェーンまたは引受保険会社にご相談ください。

「故障時買い替えサポート」のご請求に必要な書類	書類の例
① 保険金請求権を確認する書類	委任状
② その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	見積書、請求書、領収証 等

#### 第8条（時効）

「故障時買い替えサポート」における保険金の請求権については、事故による損害発生時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅しますのでご注意ください。

#### 第9条（保険会社破綻時等の取扱い）

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といい

ます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者(対象の住宅付属設備の所有者)である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者(対象の住宅付属設備の所有者)にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

#### 第10条 (個人情報取り扱い)

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、保険契約者、引受保険会社およびMS&AD インシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

##### (1) 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

##### (2) 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、引受保険会社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

##### (3) 故障時買い替え情報の取扱いについて

故障時買い替えサポートの契約者の故障時買い替え情報を、保険契約者が取得することがあります。また、保険契約者は上記故障時買い替え以外に、他の商品・サービスのご案内・ご提供に利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがありますので予めご了承ください。

#### 第11条 (問合せ先)

保険契約者または引受保険会社までご照会ください。

保険契約者	大阪ガス株式会社 〒541-0046 大阪府中央区平野町4-1-2 (TEL: 0120-000-555)
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 〒540-8677 大阪府中央区北浜4-3-1 関西企業営業第三部 第一課 (TEL: 06-6233-1530)

#### 附則

本規約は、2019年3月20日から実施します。